

ＬＰガス・特別高圧電力利用事業者 経営改善支援事業費補助金（2次募集） 申請の手引き

ＬＰガス・特別高圧電力利用事業者経営改善支援事業費補助金（以下、「補助金」という。）の交付については、「補助金等の交付に関する規則」、「ＬＰガス・特別高圧電力利用事業者経営改善支援事業費補助金交付要領」に定めるもののほか、「ＬＰガス・特別高圧電力利用事業者経営改善支援事業費補助金申請の手引き」（以下、「本手引き」という。）の定めるところにより、予算の範囲内で実施するものとします。

＜申請の受付期間＞令和5年11月7日（火）～12月13日（水）

I 補助対象者と補助対象事業

【1】補助対象者※1事業者につき1回のみ申請可（店舗単位等で複数回の申請はできません）

①京都府内に事業所等を有している〔1〕中小企業者〔2〕であり、

②次のいずれかに該当する者

ＬＰガス

●ＬＰガス販売事業者とＬＰガス（ただし、日本産業規格で定めるＬＰガス規格第2種の自動車用燃料は除く。）の販売契約を締結している中小企業者

特別高圧電力

●京都府内の事業所等で特別高圧を受電するために、自ら小売電気事業者等と契約する中小企業者

又は、

●代表する者が小売電気事業者等と特別高圧の受電を契約し、当該契約に基づき、相応の電気料金に相当する額の分担により、京都府内の事業所等で電力を使用する中小企業者のうち、製造業を営む者

〔補足1〕『京都府内に事業所等を有している』とは、申請者が京都府内に「製品開発、生産、営業等の事業活動を実施する本店、支店、営業所、事務所等を有する」ことを指します。

〔補足2〕『中小企業者』とは、原則として中小企業基本法第2条に規定する中小企業者とします。株式会社、合同会社、合名会社、合資会社、相互会社、有限会社（以下「会社法人」という。）は、下表の主たる業種に応じて、資本金等又は常時使用する従業員の数のいずれかの要件に該当すれば中小企業者となり、いずれにも該当しなければ大企業（対象外）です。

会社法人以外の法人（企業組合、協業組合、事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、商工組合、その他の法律により設立された組合及びその連合会、有限責任事業組合）及び個人事業主は、下表の主たる業種に応じて、常時使用する従業員の数の要件に該当すれば中小企業者となり、該当しなければ大企業（対象外）です。

主たる業種	<資本金基準> 資本金の額又は 出資の総額	<従業員基準> 常時使用する 従業員の数(※)
運輸業	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
製造業（下記以外）	3億円以下	300人以下
ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く）	3億円以下	900人以下
サービス業（下記以外）	5千万円以下	100人以下
ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5千万円以下	200人以下
小売業	5千万円以下	50人以下
その他の業種	3億円以下	300人以下

※常時使用する従業員とは、日々雇い入れられる者や2ヶ月以内の期間を決めて使用される者、季節的業務に4ヶ月以内の期間を決めて使用される者、試用期間中の者を除いた従業員を指します。

【<以下の事業者の方は、本補助金の対象外>】

医業を主たる事業とする者^[3]、社会福祉法人、一般・公益社団法人、一般・公益財団法人、学校法人、宗教法人、特定非営利活動法人、風俗営業者（性風俗関連特殊営業）^[4]、みなし大企業^[5]、地方自治体から出資を受ける第三セクター、暴力団員等^[6]

〔補足3〕『医業を主たる事業とする者』について、病院、一般診療所、助産・看護業、療術業、医療に附帯するサービス業を営む者は、本補助金の対象外です。

〔補足4〕『風俗営業者』について、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する「性風俗関連特殊営業」を営む者は、本補助金の対象外です。

〔補足5〕『みなし大企業』とは、「発行済株式の総数又は出資金額の2分の1以上が同一の大企業の所有に属している会社」、「発行済株式の総数又は出資金額の3分の2以上が複数の大企業の所有に属している会社」、「大企業の役員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている会社」を指します。

〔補足6〕『暴力団員等』とは、都府暴力団排除条例（平成22年京都府条例第23号）第2条第3号に規定する暴力団員、暴力団の維持・運営に協力し、又は関与している者、暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者を指します。

【2】補助対象事業

①補助対象事業の実施期間（以下「補助対象期間」）は、以下のとおりです。

補助金の交付決定日から令和6年1月31日（水）まで

ただし、事業遂行上やむを得ない理由があると知事が認める場合は、交付決定日より前の日（令和5年7月6日（木）以降に限る。）を補助対象期間の起算日とすることができます。

②補助対象事業は、以下の対象事業に係る経費〔7〕です。

L P ガス

項目	内容
対象事業	(1) 補助対象者である中小企業者が、 (2) 事業継続と経営改善のために実施する以下の事業〔8〕で、 【A】省エネ機器の導入 【B】システムの導入 (3) 補助対象期間内である令和5年7月6日（木）から 令和6年1月31日（水）までに事業完了（発注、購入、納品 及び支払いまで）するもの〔9〕
補助率 補助上限	補助率：3／4以内、補助上限：20万円、補助下限：2万円

特別高圧電力

項目	内容
対象事業	(1) 補助対象者である中小企業者等が、 (2) 事業継続と経営改善のために実施する以下の事業〔8〕で、 【A】省エネ設備・機器の導入 【B】システムの導入 (3) 補助対象期間内である令和5年7月6日（木）から 令和6年1月31日（水）までに事業完了（発注、購入、納品 及び支払いまで）するもの〔9〕
補助率 補助上限	補助率：3／4以内、補助上限：1,000万円、補助下限：10万円

〔補足7〕 補助対象経費は、消費税を除いた額です。

〔補足8〕 補助対象の事業の目的に直接関係しない経費は、補助対象外です。補助対象経費は、事業のために導入するものに限り、また京都府内のL P ガスまたは特別高圧電力を使用する事業所等で納品・使用するものに限ります。

[補足9] 納品書・請求書・領収書等の証憑書類により、発注・契約、納品（検収）・履行完了、支払（決済）等の経理処理が適切に行われたことを確認できない場合は、補助対象外です。

また、補助対象期間より前に発注・契約されたもの、補助対象期間より後に納品・支払されたものなど、補助対象期間外に事業が実施されている場合は補助対象外です。

③【A】補助対象事業のうち、省エネ設備・機器の導入は、以下の経費が補助金の交付対象となります。

LPガス

項目	内容
対象となる省エネ機器	<p><u>事業に必要な機器で、LPガスと接続して使用する以下の①～⑤に該当するもの、又は①～⑤の機器を構成する部品</u></p> <p>①業務用厨房機器 ②温水機器 ③暖房・冷房機器 ④発電機器 ⑤洗濯機・衣類乾燥機 (ただし、ガスカートリッジ交換式、質量販売で供給される機器及び災害用機器は除く)</p>
補助対象経費	<p><u>対象機器の『購入、運搬、設置、取付及び既存機器の撤去等』に係る経費</u></p> <p>※実績報告時、購入、運搬、設置、取付及び既存機器の撤去等の内訳がわかる納品書、請求書、領収書等の証憑書類が必要です。 ※『機器の修繕』の経費は補助対象外です。</p>

特別高圧電力

項目	内容
対象となる省エネ設備・機器	<p><u>事業に必要な設備・機器で、以下の①～⑦に該当するもの、又は①～⑦の設備・機器を構成する部品</u></p> <p>①空調・換気、冷凍・冷蔵設備 ②ポンプ・ファン、コンプレッサ ③ボイラ、工場炉等の熱設備 ④照明、受変電、電気設備 ⑤電動機、電気加熱設備 ⑥生産設備、排水設備 ⑦再生可能エネルギー設備</p>
補助対象経費	<p><u>対象設備・機器の『購入、運搬、設置、取付及び既存設備・機器の撤去等』に係る経費</u></p> <p>※実績報告時、購入、運搬、設置、取付及び既存設備・機器の撤去等の内訳がわかる納品書、請求書、領収書等の証憑書類が必要です。 ※『設備・機器の修繕』の経費は補助対象外です。</p>

④【B】補助対象事業のうち、システムの導入は、以下の経費が補助金の交付対象となります。

[LPGガス・特別高圧電力 共通]

項目	内容
対象となるシステム	<u>経営効率化のために導入するシステム</u> ＜システムの例＞ 在庫管理システム、生産管理システム、受発注システム、給与システム等に係るソフトウェア
補助対象経費	<u>システムの購入等に係る経費</u> 〔10〕 ※パソコン、タブレット端末、プリンター等の機器は、システムと一緒に使用されるものであっても補助の対象外。

〔補足 10〕「システムの購入等」とは、当該ソフトウェアの導入と合わせてカスタマイズするための外部委託（自社施工は除く）を含みます。

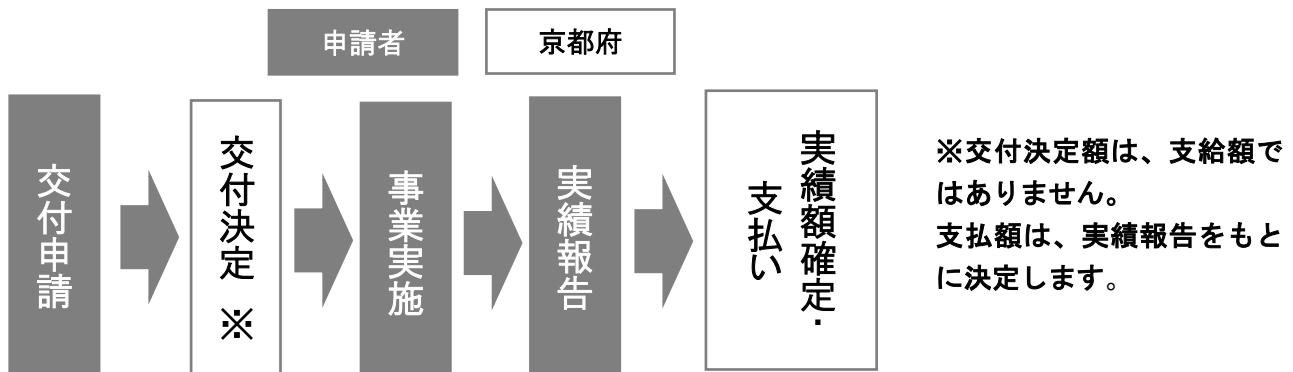
④次に掲げる経費は補助対象外です。

- ・中古品、リース・レンタル品の省エネ設備・機器
- ・省エネ設備・機器の修繕費用
- ・省エネ設備・機器やシステムの導入に当たり発生する社内人件費・旅費・雑役務費等の申請者が負担する経費
- ・汎用性があり、目的外使用になり得るもの（例えば、事務用のパソコン、プリンタ、文書作成ソフトウェア、タブレット端末、スマートフォン、デジタル複合機、自動車・自転車等車両）の購入費
- ・華美なもの（必要以上に高価な什器）
- ・電話加入権、電話代、インターネット利用料金等の通信費
- ・調達材料の受発注や補助事業に係る関係書類の作成に係る人件費
- ・各種保険料、収入印紙、切手代
- ・借入に伴う支払利息、公租公課（消費税及び地方消費税額等）、建物登記費用・官公署に支払う登録・証明手数料等、振込手数料（代引手数料を含む）
- ・京都府が設置する試験研究機関に対する検査手数料
- ・税務申告・決算書作成等のための税理士等に支払う費用、訴訟等のための弁護士費用
- ・上記のほか、公的資金支援を受けた事業の経費に含めるものとして社会通念上、不適切と認められる経費

II 申請の手続き

1 手続きの流れ ※申請は「交付申請」、「実績報告」による2段階方式です。

【手続きの流れ】



(1) 交付申請

- ①本手引きにより、補助対象者及び補助対象経費の要件を確認してください。
- ②補助金申請電子システム（WEB申請）を利用し、交付申請書（第1号様式）、誓約書（第7号様式）、支払口座振替依頼書（第8号様式）を作成し、必要提出資料のデータを添付して申請してください。
※郵送による申請も可能ですが、交付手続きに時間がかかる場合がありますので、ご了承ください。
- ③申請の受付期間は、以下の予定です。必要提出書類一式を揃えて、WEB又は郵送により申請してください。
＜申請の受付期間＞（郵送の場合、当日消印まで有効）
令和5年11月7日（火）～12月13日（水）

※申請状況により、受付期間内であっても早期に受付を終了する場合があります。
※申請書類に不備や必要提出書類に不足等がある場合、審査及び確認に時間を要し、補助金の交付手続きが遅れる場合があります。

(2) 実績報告

- ①補助対象である省エネ設備・機器、システム導入等の発注、購入、納品及び支払いが完了後、実績報告書（第4号様式）を作成し、当該設備等が設置されたことが分かる写真、領収書・納品書の写し等の必要提出資料のデータを添付して申請してください。
※郵送による申請も可能ですが、交付手続きに時間がかかる場合がありますので、ご了承ください。
＜報告書の提出期限＞（郵送の場合、当日消印まで有効）
事業完了後10日以内又は令和6年1月31日（水）のいずれか早い日まで

2 補助金申請に必要な書類

①交付申請時

提出書類	電子申請	留意事項
1 交付申請書（第1号様式）	入力	記入例を参考に入力してください
2 指令前着手届（第2号様式）	入力	交付決定日よりも前に事業を実施する場合は必ず提出願います。
3 誓約書（第7号様式） 〔11〕	データ添付	記入例を参考に記載し、データ添付してください
4 支払口座振替依頼書（第8号様式）	入力	
5 申請者の事業活動が確認できる書類	データ添付	法人：直近の法人税確定申告書別表1の写し 個人事業主：直近の所得税青色申告決算書の写し ※白色申告の場合は直近の収支内訳書の写し ※申告時期等が未到来の場合、開業届又は設立登記簿の写し
6 LPガス又は特別高圧電力を使用していることが確認できる書類	データ添付	契約書又は検針票の写し 等
7 本人確認書類の写し	データ添付	以下のいずれかの書類（写し） 【法人】法人代表者の運転免許証、パスポート、保険証等（いずれか一つ） 【個人】運転免許証、パスポート、保険証等（いずれか一つ） ※有効期間内のものに限ります。また、運転免許証など裏面に住所変更等の記載がある場合は、裏面の写しも提出してください。
8 購入する省エネ設備・機器、システム等の内容がわかる書類	データ添付	カタログ、図面の写し 等
9 購入する省エネ設備・機器、システム等の見積書の写し	データ添付	購入する省エネ設備・機器、システムに係る費用の内訳や数量が確認でき、税抜き価格で表示されたものの写し
10 補助金振込口座の番号と名義が確認できる資料	入力 データ添付	通帳表紙の裏面（金融機関コード、お取引店舗、通帳口座番号、口座名義がカタカナで記載されているページ）の写し

〔補足11〕「誓約書（第7号様式）」は、WEB申請の際には、様式をプリントアウトの上、『代表者名』を自署して、PDF等のデータにして添付してください。

②実績報告時

提出書類	電子申請	留意事項
1 実績報告書 (第4号様式)	入力	記入例を参考に入力してください
2 取得財産管理台帳 (第5号様式)の写し	入力	50万円以上の財産を購入された場合、写しを提出願います。また、台帳原本はご自身で保管ください。
3 取得財産処分承認申請書(第6号様式)	入力	処分(譲渡、廃棄)が決まっている場合、提出願います。
4 購入した省エネ設備・機器、システム等の写真	データ添付	購入し、かつ、事業所等に設置されたことが確認できる写真 ※購入品を画角に収め、設置していることがわかるように撮影してください。
5 発注書又は契約書、納品書、請求書等の写し	データ添付	申請者名義の宛名が記載されているもの、経費の明細が分かるもの ※補助対象とならないもの、申請に関係ないものは添付しないでください。
6 領収書等の写し	データ添付	購入代金を支出したことがわかる書類の写し ※宛名が申請者と一致する書類に限ります。 ※支払いは、原則として金融機関等からの振込に限り、小切手払いや手形、現金払いは対象となりません。 ※クレジットカードによる支払は、金融機関等によることができない場合に限ることとし、クレジットカードの名義は、法人の場合は法人名義又は法人代表者名義、個人の場合は当該個人名義の名義に限ります。

3 交付申請及び実績報告の方法

- WEB申請の方法は、以下のホームページをご覧ください。
<https://www.pref.kyoto.jp/info/gyosei/soshiki/081/index.html>
- 郵送の場合は、必要な添付書類を添えて以下の住所あて送付ください。
住所：〒600-8095 京都東洞院仏光寺郵便局留
(京都市下京区烏丸通仏光寺下る大政所町680-1 第八長谷ビル内)
京都府LPガス・特別高圧電力利用事業者経営改善支援事業費補助金センター
電話番号：050-3662-5739

4 交付申請及び実績報告に当たっての留意事項

- 申請に必要な項目及び資料は、申請書の「提出書類チェックリスト」を活用し、漏れなく記載又は添付してください。
- 提出された書類は返却しません。また、受領確認連絡はしませんのでご了承ください。
- 提出された書類内容を問い合わせる場合があります。「交付申請書(第1号様式)」に記載する連絡先(電話番号、メールアドレス)は、誤りなく入力・記載してください。

○郵送申請の場合は、簡易書留やレターパックなど追跡可能な方法により提出してください。

5 補助金の支払いについて

- 提出された書類を審査し、適正と判断された場合は、補助金交付の決定及び額の確定に係る通知を送付するとともに、指定口座に当該確定補助金を振り込みます。
- 申請書類に不備、必要提出書類に不足等があれば、審査及び確認に時間を要し、補助金の交付手続きが遅れます。また、全ての必要書類が整うまでは、補助金は交付されません。
- 審査により、補助対象経費以外の経費が含まれていた場合は、申請された金額から減額します。
- 補助金の交付後に、申請書類の不正その他支給要件を満たさないことが発覚した場合は、補助金の全部又は一部を返還いただきます。
- 補助金で取得した50万円（税抜き）以上の財産について、耐用年数よりも短い期間内での処分（譲渡・廃棄等）した場合、補助金を返還いただきます。

【本補助金に関するお問い合わせ】 9:30～17:30

(平日のみ。土日祝、年末年始（令和5年12月29日～令和6年1月3日）を除く)

京都府 LPガス・特別高圧電力利用事業者経営改善支援事業費補助金センター
TEL: 050-3662-5739